

意見書

第三回定例会では、3件の意見書を可決し、関係機関に提出しました。

●地方税財源の拡充に関する意見書

住民福祉の増進等に責任を負う地方自治体においては、地方がその責任と権限に応じた役割を果たせるよう、地方税財源の拡充を図る必要がある。

しかし、国は、平成26年度税制改正において、地方法人特別税・地方法人特別譲与税を廃止しないだけでなく、地方の貴重な自主財源である法人住民税の国税化を新たに導入し、消費税率の10パーセントへの引上げ時には、法人住民税の国税化をさらに進めるとした。こうした措置は、地方税財源の拡充につながらず、地方の自立そのものを妨げ、地方分権の流れに逆行するものである。あわせて、来年度からは法人実効税率の引下げが予定されており、地方税財政への影響が強く懸念されている。

区には、住民の暮らしや企業活動を支えるため、急激に押し寄せる高齢化への対応や保育所待機児童の解消、高度成長期に全国に先駆けて建設された公共施設の維持・更新、防災力の強化、産業振興対策など、大都市特有の膨大な財政需要が存在しており、税収の多さのみに着目して、財政的に富裕であると断ずることは適当でない。

地方自治体が責任を持って充実した住民サービスを提供していくためには、需要に見合う財源の確保が不可欠であり、地方財政が抱える巨額の財源不足という問題は、限られた地方税財源の中での財源調整では根本的な解決を図ることはできない。

よって、本区議会は、国会および政府に対し、法人実効税率の引下げを行う場合には、国の責任において確実な代替財源を確保するなど、すべての地方自治体の歳入に影響を及ぼさないよう万全の対応を行うとともに、地方税の根本原則をゆがめる地方法人特別税・地方法人特別譲与税と法人住民税の国税化を直ちに撤廃して地方税として復元し、地方が担う権限と責任に見合う地方税財源の拡充という本質的な問題に取り組むよう、強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。
平成26年10月17日

▷あて先・衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣

●手話言語法制定を求める意見書(健康福祉委員会)

手話とは、音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使い、独自の語彙や文法体系で表現する言語である。手話を使う聴覚障害者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

平成18年12月に国際連合総会において採択された「障害者の権利に関する条約」では、言語は「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語」と定義されている。

条約の批准に向けて、日本政府は国内法の整備を進め、平成23年8月に改正された「障害者基本法」では、「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報

保障施策を義務付けている。

これを受け、本区議会は、国会および政府に対し、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法(仮称)」の制定を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。
平成26年10月17日

▷あて先・衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣

●子ども・子育て支援新制度導入に関する意見書(文教児童青少年委員会)

平成27年4月から施行される「子ども・子育て支援新制度」は、幼稚園、保育所、認定こども園などの教育・保育施設に公定価格と給付制度が創設されるとともに、区市町村が実施主体となるなど、従来の制度とは大きく変化するものである。

こうした大幅な制度の改正でありながら、本年5月に公定価格の仮単価や保護者負担額のイメージが示されたものの、新制度に関する詳細かつ確定的な説明がなされていない。また、私立幼稚園および認定こども園では、現行と移行後の運営費を比較した場合、定員規模が大きくなるにつれ運営費の減収が見込まれるなど、新制度への移行を懸念する園も少なくない。

このような状況の中で、国は、私学助成制度と新制度との比較等について、通知の発出や説明会を行ってきたが、実施主体である区や施設・事業者にとって、必要な情報が適時・的確に提供されていない。そのため区は、財政措置についても確定情報がない中、新制度に向けた予算編成を余儀なくされている。とりわけ、本区の3歳から5歳の幼児教育の大半を担っている私立幼稚園および認定こども園は、新入園児募集の時期を迎え、必要な情報が十分得られないまま、新制度への移行について重大な経営判断を求められる

段階に来ており、私立幼稚園および認定こども園の円滑な移行のために、一日も早い対応が必要である。

よって、本区議会は、国会および政府に対し、下記の事項について強く要望するものである。

記

- 1 新制度への円滑な移行に向けて、私立幼稚園および認定こども園、保育所が区と共に着実に準備が進められるよう、制度の詳細な内容や補助基準を速やかに明らかにし、迅速に情報を提供すること。
- 2 新制度への移行にあたり、私立幼稚園および認定こども園、保育所の運営に支障が生じないよう、国の責任において、必要な財源を確保するとともに、実施主体である区へ十分な財政措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。
平成26年10月17日

▷あて先・衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣(少子化対策)、文部科学大臣、厚生労働大臣



河川改修促進大会に参加

7月30日、新宿区の日本青年館において、都内の14区21市2町1村が加盟する第52回東京河川改修促進連盟総会および促進大会が開催されました。この大会は、東京の河川改修を早期に完遂し、流域住民にとって、安全で水害のない、水と緑豊かな潤いあふれる生活環境を創出することを目的として開催されています。当区議会からは、議長と議員15名が参加しました。

「ねりま区議会のしおり」を配布しています

区議会のしくみや仕事をはじめ、請願・陳情の書き方なども掲載しています。ぜひ、ご活用ください。

配布場所 区役所本庁舎1階、各区民事務所、出張所、図書館など



定例会の開催予定

次回の定例会は、**11月28日(金)から開催する予定です。**

どなたでも傍聴できます。お気軽にお越しください。

傍聴受付

本会議 西庁舎9階の傍聴席入口

委員会 西庁舎5階の議会事務局

※本会議、各委員会の開催日時等の詳細は、電話等でお問い合わせいただくか、ホームページでご確認ください。

あとがき

区議会だより第194号は、平成26年第三回定例会を中心に編集しました。秋も深まり、朝夕も冷えこむようになってきました。風邪など引かぬようお気をつけてお過ごしください。本紙について、ご意見・ご要望がございましたら、議会事務局までお寄せください。どうぞよろしくお願いたします。

◇ 広報・図書委員会 委員長 小林 みつぐ 委員長職務代理 内田ひろのり

委員 菊地 靖枝

短 信

○会派の結成 さわむら信太郎議員は、平成26年7月11日付で「爽志会」を結成しました。

○委員会委員の一部変更 平成26年9月11日付で健康福祉委員会委員長の逝去にともない、左記の変更が行われました。

新委員長 西野 幸一 議員
前委員長 山田 哲丸 議員

広島県広島市へ義援金を贈りました

練馬区議会は、8月20日からの豪雨により甚大な被害を受けた広島県広島市に対して、9月12日に義援金を贈りました。